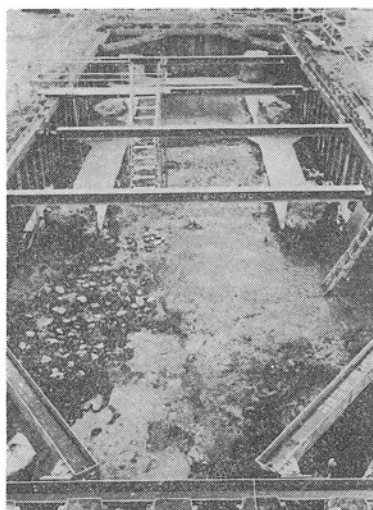




木簡出土地（南から）

されているので、その結果を合せて詳しい検討を加えたい。

8 木簡の釈文・内容

木簡は四点あり、ヒノキ材の柁目・板目ともに使用している。

- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| (1) | ・□□ □□□廣□× | (227)×20×7 019 |
| | ・□□ □□× | |
| (2) | 「九□□□三千□ | (121)×29×6 019 |
| | 〔林カ〕□□□□ | |
| (3) | □□□□□ | (95)×(19)×4 081 |
| (4) | ・□□ □□ | (68)×(9)×3 081 |

以上の四点とも伴出土器により八世紀に比定される。

（女屋和志雄）

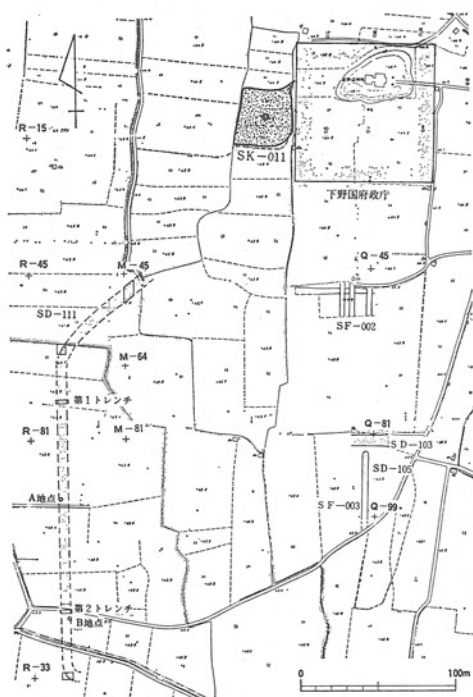
栃木・下野国府跡

- | | | |
|---|---------------|---------------------------|
| 1 | 所在地 | 栃木県栃木市田村町 |
| 2 | 調査期間 | 一九八一年（昭56）五月～一九八二年（昭57）三月 |
| 3 | 発掘機関 | 栃木県教育委員会・（財）栃木県文化振興事業団 |
| 4 | 調査担当者 | 大金宣亮・田熊清彦・木村 等 |
| 5 | 遺跡の種類 | 官衙跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 奈良時代～平安時代 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

下野国府跡は、栃木市の東方を南流する思川の右岸沖積低地上に位置している。政庁跡は現宮延神社境内の周辺地区より検出しており、これまでの調査によってⅠ期からⅣ期に区分される建物群の変遷が明らかとなった。

政庁各期の建物配置は、前殿（東西棟）を中央部につくり、その東・西両側に長大な脇殿（南北棟）を構築するものである（正殿は未調査）。ただし、Ⅳ期になると前殿は再建されない。なお、Ⅱ期の東・西脇殿は瓦葺建物である。このⅡ期政庁は焼失している。四至の区画施設は、Ⅰ・Ⅱ期が掘立柱塀になっており、Ⅲ・Ⅳ期が土塁もしくは築地によって囲まれている。また、Ⅱ期塀の内側及びⅢ・Ⅳ期塀の内と外側には溝がめぐらされている。

1981年出土の木簡



下野国府跡木簡出土地点図

(1)は四断片となっており、それぞれ別々に採集したものである。上端破片の縮少が著しい。文字は表面に良くのこっているが、裏面の墨痕は極めて薄く不鮮明である。表面の「都賀郷」は、『倭名類聚抄』の下野国都賀郡中には不見の郷名である。(2)は表面が平滑でないため文字太の感をうける。裏面はやや腐蝕しており、文字は認められない。なお「石田郷」は、『倭名類聚抄』に当国芳賀郡の一郷として記録されている。(3)「鎮火祭」の行事は神祇令天神地祇条及び令義解註釈文を参考とするならば、宮城四方外角で季夏、季冬に行なわれていたことが知られるものであり、地方の国府においても同様の祭祀が行なわれていた一資料となろう。(4)に残存する「里

正」の二文字は、これを郷里制施行下の里の長を表わすものと解釈し得るならば、下野国府跡政庁Ⅰ期の年限を考定する上で特に重要な資料と言えるものである。

9 関係文献

栃木県教育委員会 『下野国府跡発掘調査概報』Ⅳ 一九八一年
平川南「下野国府跡出土の木簡について」(同右収載)には、
木簡(1)について貴重な考察がみられる。特に参照を乞う。

(大金宣亮・田熊清彦・木村 等)